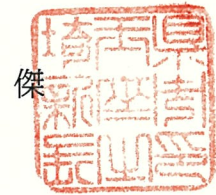


新座市告示第 126 号

新座市普通財産駐車場貸付要綱（平成19年新座市告示第346号）第8条の規定に基づく利用料金の収納事務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

新座市長 並 木



新座市大和田一丁目3番29号

株式会社ナイキ

代表取締役 内田 昌史